移動等円滑化取組報告書(軌道停留場)

(令和6年度)

住 所 千葉県千葉市稲毛区萩台町199番地1

事業者名 千葉都市モノレール株式会社 代表者名 代表取締役社長 小池 浩和

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
 - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
 - ① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌 道停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
穴川駅	ホーム内方線付点状ブロック整備	3月完了
市役所前駅	駅照明をLED化し照度アップを図る	3月完了

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅係員の巡回によ る必要な掲示物の 点検	・駅係員の定期的な巡回による掲示物等の整備状況の点検を行う。(2021年度以降継続)	全駅員に担当駅を割振り、 駅設備の点検チェックリス トに従い、毎月点検を実施 した。
案内放送装置によ る情報提供		社員間で放送に関して気づいたことを指摘するなど向上に努めた。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助、乗降補助サービスに提供	・無人駅における対応として、運転士は、車イス利用への乗降介助を実施する。(2019年度以降継続) ・車イス利用の旅客、視覚障害者及び乗降介助が必要な旅客等については、エレベーターまでの開場誘導を行う(2019年度以降継続) ・無人駅に「声掛け・助け合いのポスター」を掲示して乗客同士による助け合いについて普及啓発を図る。(2019年度以降継続) ・無人駅であってもあらかじめ事前連絡を受けることで、乗降補助サービスが可能であることをホームページ等で周知する。(2019年度以降継続) ・駅インターホンから乗降補助の連絡を受けた場合は、有人駅や本社(以下「最寄り駅等」という。)から駅係員等が対応する。(2020年度以降継続) ・車イス旅客が乗降する場合は、事前連絡または駅インターホンで依頼を受ければ、最寄り駅等から社員が介助に駆け付けることを徹底する。(2019年度以降継続)	・乗降介助が必要な旅客に対し、適切な介助を行った。「介護A」の専任担当交番を追加で設けた。 ・無人駅にポスター掲出をおこなった。 ・ホームページで周知した。 ・全社員で介助対応をおこなった。
	・千葉みなと、千葉、都賀、千城台各駅に筆談のための筆記用品を常備する。(2019年度以降継続) ・サービス介助士の資格取得を進める。駅係員、運転士全員の資格取得を目標とする。	・筆談具を常備し、窓口に 案内を掲出した。 ・当該年度における駅係員 資格取得者7人。
	・各駅のエレベーターの点検情報をホームページで展開する。(2023年度以降継続)	・エレベータかご内、ホー ムページに点検情報を展開 した。

高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	・乗降補助サービスの実施にあたり、事前連絡するための連絡先及び駅インターホンの活用について、ホームページや駅で広報することにより、取組みの周知を行う。(2019年度以降実施)	ホームページや駅ポスターで 連絡先及び活用方法の周知 をおこなった。
乗降補助サービス の提供	・無人改札口に「介助が必要な場合は、インターホンでお知らせくださ い」と記した案内板を設置する。(2019年度以降継続)	窓口に案内を掲出した。
	・全駅で走行床への転落に注意する啓発放送を実施する(2019年度以降継 続)	全駅で啓発放送を実施し た。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

12 20 11 11 11 10 CE	るるために必要な教育 前隊	
対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者の接遇に関 する民間資格の取 得促進	・サービス介助士の資格取得及び資格更新に係る経費を会社負担とし、資 格取得の促進を図る。	資格取得、資格更新に係る 費用を全額会社が負担し た。
定例訓練の実施		車イスの疑似体験訓練を実 施した。
定例訓練の実施	・車イス、高齢者、視覚障害者の疑似体験型訓練を実施する(2019年度以 降継続)	車イスの疑似体験訓練を実 施した。
ガイドヘルパー養 成研修の受入	・当社の駅・列車をガイドヘルパー養成研修の実施場所として提供し、課 題等の情報共有を図る。(2019年度以降継続)	都賀地区対象の「まち歩き 点検」に参加し障害者団体 から助言を受けた。
障害者団体との連 携	・知的障害者の行動への理解を深めるため、障害者団体から講義を受け る。(2023年度以降継続)	当該年度は実施しなかっ た。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配 置についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
適正な案内サイン、掲示物の掲出		表示内容の統一など適正な 案内をおこなった。
		全てのエレベーターのカゴ に案内を掲出した。
ステッカーの貼付		全車両にヘルプマークを貼付。啓発ポスター掲出も継 続。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況
・千葉駅等を含む中心市街地の移動円滑化については、2020年度にバリアフリーマスタープランを策定 し、次いで2021年度に地区別バリアフリー基本構想 (JR/京成稲毛地区) を2023年度に同基本構想 (千葉都心地区) を策定した。2024年度からは、同基本構想 (JR/モノレール都賀地区) 策定のため、当社も協 議会に参加し必要な協力を行っている。 ・千葉市が同基本 構想 (JR/モノレール都賀地区) の策定過程において実施する基礎調査 (地域懇談会、まち歩き点検ワー クショップ)における障害当事者の意見を参考とし、特に重要な案件については、状況の確認を行い社 内連絡会議等で共有している。

(3) 報告書の公表方法

ホームページにて広報する。 (https://chiba-monorail.co.jp/index.php/companyinfo/idoenkatsu_torikumi/)

中期的な対応方針に記載された事項については、当社の企業理念・行動指針に基づくものであり、具体 策については中期経営計画(3年間)、事業計画(当該単年度)に位置付けている。

(令和5年度)

住 所 千葉県千葉市稲毛区萩台町199-1 事 業 者 名 千葉都市モノレール株式会社 代 表 者 名 代表取締役社長 小池 浩和

I. 軌道停留場の移動等円滑化の達成状況(軌道停留場ごとに記入)

(令和7年3月31日現在)

J.	共 司沢	道停留	易の	路線	名		所在都道 県市町村		一日当たり の利用者数			l 対 応 i i	ホームの 数		ターの 設置 基 数	ターの設置	そ の 降 圏			の設置の 有 無	応型便所 の設置の	障密型の 有 対札置無	応型券売 機の設置	用者の円 滑な乗降	のための
					都県		23区·郡 ·市	町·村 ·区																	
千葉都市モノ	レチ	葉みなと	存配機	1号 糸	泉千葉	葉県	千葉市	中央区	17,279 人			0	2	2	3 (3) 基	3 基	基	1 箇所			0	0	0	2	
千葉都市モノ	レ市	役所前	984	1号 絹	泉千葉	葉県	千葉市	中央区	5,818 人	0-		0	2	2	4 (4) 基	4 基	基	箇所	:		×	0	0	2	0
千葉都市モノ	レモ	葉	924	1号、2号 絲	泉千葉	葉県	千葉市	中央区	28,146 人			0	2	2	3 (1) 基	12 (4) 基	基	箇所			0	0	0	2	
千葉都市モノ	レ栄	町	924	1号 糸	泉千芽	葉県	千葉市	中央区	596 人	0-		0	1	1	2 (2) 基	2 基	基	1 箇所			×	0	0	1	
千葉都市モノ	レ 葭	川公園	984	1号 糸	泉千芽	葉県	千葉市	中央区	2,355 人	0-		0	1	1	2 (2) 基	2 基	基	箇所			×	0	0	1	
千葉都市モノ	レ県	庁前	924	1号 糸	泉千葉	葉県	千葉市	中央区	1,697 人	0-		0	1	1	1 (1) 基	2 (2) 基	基	箇所	:		×	0	0	1	
千葉都市モノ	レギ	葉公園	724	2号	泉千葉	葉県	千葉市	中央区	2,386 人	0-		0	2	2	3 (3) 基	基	基	1 (1) 箇所	:		×	0	0	2	
千葉都市モノ	レ作	草部	924 J	2号 糸	泉千芽	葉県	千葉市	稲毛区	4,458 人	0-		0	2	2	4 (4) 基	基	基	箇所			×	0	0	2	
千葉都市モノ	レ天	台	984	2号 絹	泉千芽	葉県	千葉市	稲毛区	4,317 人	0-		0	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所			×	0	0	2	
千葉都市モノ			98%	2号	泉千芽	葉県	千葉市	稲毛区	3,858 人	0-		0	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所			×	0	0	2	0
千葉都市モノ	レース1 ター	トーツセン	924	2号	泉千芽	葉県	千葉市	稲毛区	4,951 人	0-		0	2	2	4 (4) 基	2 (2) 基	基	箇所			0	0	0	2	
千葉都市モノ	レ 動	物公園	924 2	2号	泉一千剪	葉県	千葉市	若葉区	1,539 人	0-		0	2	2	4 (4) 基	基	基	箇所			×	0	0	2	
千葉都市モノ	レみ	つわ台	924	2号	泉一千剪	葉県	千葉市	若葉区	3,527 人	0-		0	2	2	4 (4) 基	基	基	箇所			×	0	0	2	
千葉都市モノ	レ都	賀	988		泉一千剪	葉県	千葉市	若葉区	12,048 人			0	2	2	3 (3) 基		 	箇所			0	0	0	2	
千葉都市モノ	÷		924		泉一千芽	葉県	千葉市	若葉区	3,679 人	0-		0	2	2	4 (4) 基						0	0	0	2	
千葉都市モノ	レ小	倉台	724				千葉市		3,120 人	0-		0	2	2	4 (4) 基		-	箇所			0	0	0	2	
千葉都市モノ	-		-					若葉区	2,263 人	0-		0	2	2	4 (4) 基			箇所			0	0	0	2	
千葉都市モノ	レチ	城台	924			葉県	千葉市	若葉区	7,859 人			0	2	2	4 (4) 基						0	0	0	2	0
			924		泉				٨						基										
		(合計)	98%)	â.	泉				٨.						基 18 18 ###	基 8 4 ****									
			8 ===							15 ***	0 ***	18 ***	33	33		29 (10) 基		3 (1) 箇所		0 年前場	8 停留場	18 ###	18 ***	18 ###	3 ***

移動等円滑化取組報告書(軌道停留場)

(令和6年度)

住 所 千葉県千葉市稲毛区萩台町199番地1

事業者名 千葉都市モノレール株式会社 代表者名 代表取締役社長 小池 浩和

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1)過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	
(2)過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の軌道停留場を設置 又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	0